

平成31年度 帯広市保育所等 入所案内



1. 保育所等について

保育所等※は、保護者およびご家族の方々が、就労・病気等のために、家庭で保育ができない児童を保護者に代わって保育する施設です。そのため、幼児教育や、集団生活に慣れさせるためという理由では入所の対象にはなりません。

保育所等の利用に当たっては、保育の必要性の認定（支給認定）を受けていただきます。

※ 保育所等とは：保育所、認定こども園、地域型保育事業所（小規模保育施設、事業所内保育施設）が対象です。別紙「帯広市 保育施設一覧」を参照してください。

2. 保育の必要性の認定（支給認定）について

保育の必要性の認定（支給認定）は、生後57日目から就学前までのお子さんの保育利用を希望しており、帯広市内に居住し（住民登録をしている）、次のいずれかに該当している保護者の方が対象となります。ただし、その家庭で児童の保育ができる人がいる場合を除きます。

	要件	保育の必要量 ※
1	就労（居宅外労働（月64時間以上）の場合） 居宅外において就労している。 就労（居宅内労働（月64時間以上）の場合） 児童と離れて日常の家事以外の仕事をしている。	・ 保育標準時間：月 120 時間以上の就労 ・ 保育短時間：月 120 時間未満の就労 （居宅外労働の場合のみ、通勤時間として 1 日 1 時間を加える）
2	妊娠・出産 出産予定日の前 3 ヶ月、出産後 8 週間経過する日の翌日が属する月の末日。	・ 保育標準時間
3	疾病・障がい 長期にわたり、病気、負傷、心身に障害がある。	・ 保護者や介護の状況に応じて、保育標準時間・保育短時間に分かれます。提出された診断書等で決定します。
4	介護・看護 長期にわたり、病人や、心身に障害がある家族を介護している。	
5	災害復旧 災害・風水害・地震等の災害の復旧にあっている。	・ 保育標準時間
6	求職活動（起業の準備を含む） 求職活動を継続的に行っている。入所は 60 日を経過した日の月の末日まで。	・ 保育短時間
7	就学	・ 状況に応じて保育標準時間・保育短時間に分かれます。提出された在学証明書等で決定します。
8	虐待やDVのおそれがある	・ 保育標準時間
9	市長が認める前各号に類する状態にある場合	・ 状況に応じて保育標準時間・保育短時間に分かれます。

※保育標準時間・・・7：00～18：00の11時間

保育短時間・・・各施設で設定された8時間<別紙参照>

保育料も異なります。

別紙「保育料金表」参照

3. 申込みの手続きについて

(1) 1号認定(教育)で入所を希望する場合(※認定こども園及び幼稚園)

- ・各園で受付しています。各園へ直接お問い合わせください。

(2) 2号、3号認定(保育)で入所を希望する場合(保育所、認定こども園、地域型保育事業所)

- ・入所申込日程は、下表のとおりです。

平成31年度	入所希望日	申込締切※	通知発送日※	受付場所
4月入所	4月16日～30日	3月15日	3月29日	こども課
5月以降入所	希望月の1～15日	前々月の25日	申込締切の15日後	こども課
	希望月の16～31日	前月の10日		

※ 該当日が土日・祝日の場合はその前の平日

希望施設の追加・取下げ、希望順の変更がある場合や、就労が決定した等で保育要件が変更する場合は、こども課へご連絡ください。ただし、連絡を受けた時点又は書類の提出が確認できた時点での受付として取り扱い、入所調整をすることとなります。



♥ 入所申込みについての注意事項 ♥

- 申込みには、お子さんを連れて、印鑑・母子健康手帳・身分証明書(運転免許証等)・マイナンバーカード(通知カード)をご持参のうえ、保護者様がお越しください。
- 入所の要件に該当しない、または、書類に不備がある場合は受理できません。
- 入所申込みをしても、希望保育所(園)への申込み人数と定員などの状況によっては、ご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。
- 申込み後、世帯構成や勤務状況等に変更があった場合や、申込みを取り下げる場合は、必ずこども課 保育所・幼稚園係(65-4158)にご連絡ください。

☆ならし保育について

入所後、お子さんが無理なく保育所での生活に慣れるために、通常の保育時間を短縮して「ならし保育」が実施されます。期間はお子さんの状況にあわせて行いますが、通常1～2週間程度です。職場に復帰する方や、就業日が確定している方については、復帰(就業)予定日から前に最大2週間をならし保育期間として入所申請が可能です(ならし保育期間中も保育料はかかります)。

4. 申込み時の必要書類

- 
- 
- ① 支給認定申請書 兼 保育所入所申込書……………薄むらさき色の厚紙
記入例を参考にご記入をお願いします。
 - ② 家庭で児童の保育ができない理由を証明する書類
 - ・ 就労の場合……………就労証明書
 - ・ 妊娠・出産の場合……………母子健康手帳のコピー（保護者の氏名／分娩予定日の記載欄）
 - ・ 疾病・障がいの場合……………診断書……………} 就労や育児が困難である等の旨
記載されているもの
 - ・ 介護・看護の場合……………介護状況申告書等
 - ・ 育児休業中で職場復帰後保育を希望する場合……………就労証明書
 - ・ 災害復旧、就学、その他……………こども課に必要な書類をお尋ねください。
 - ③ 発育状況聴取書
お子さんの母子手帳の記載に基づき、ご記入をお願いします。
 - ④ 保育施設入所希望調査票
施設の希望について、記載例を参考にご記入をお願いします。
 - ⑤ 保育士証、または幼稚園教諭免許状のコピー（該当する方のみ）
帯広市内の保育所等※で勤務する保育士または幼稚園教諭の資格がある方については、入所調整の優先度が上がりますので、保育士証または幼稚園教諭免許状のコピーの提出をお願いします。
※ 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、へき地保育所

※ 満 61 歳未満の祖父母等が同居しており就労されている場合は、祖父母等の就労証明書をご提出下さい。家庭で児童の保育ができる人がいないという点で、就労されていない場合と、入所調整の際の優先度に違いを設けています。

※ 入所後においても、前記の入所要件に変更があった場合にはその都度届け出が必要です。

5. 保育料

保育料の年齢区分は、お子さんの4月1日時点での年齢になります。平成31年度の保育料については、4月～8月分は平成30年度の市町村民税額、9月～3月分は平成31年度の市町村民税額により決定します。保育必要量に応じて保育料が設定されます。（参考:別紙 保育料金表）

※ 10月からは0～2歳児の住民税非課税世帯、3～5歳児の全世帯の保育料無償化。

4月	8月 9月	3月
平成30年度市町村民税に基づく保育料	平成31年度市町村民税に基づく保育料	

※平成30年度市町村民税：平成29年1月～12月までの収入等に基づき決定されます。
※平成31年度市町村民税：平成30年1月～12月までの収入等に基づき決定されます。

<祖父母同居の場合の保育料の算定について>

同居している祖父母がいる場合には、国からの通達を基準に家計の状況を判断し、祖父母の市民税額と合算で保育料を算定することがあります。祖父母とは別に生計を維持していると認められるのは、父母の年間総収入（給与収入換算）が779,500円以上ある場合です。（4月～8月分保育料。9月～翌年3月分については基準額の変更があります。）

6. 入所の調整及び結果のお知らせについて

ご希望の保育所に受け入れ可能数をこえる申込みがあった場合は、保育所等入所調整点数表に基づき、保育の必要性が高い児童から順に入所決定をします（下図 入所調整のイメージ）。

入所申込者と希望施設

申込者 点数	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望
a 155点	A (1)→×	B (2)→○	×	×
b 100点	A (7)→×	C (8)→×	B (9)→×	×
c 130点	B (3)→×	A (4)→×	C (5)→○	×
d 70点	B (14)→×	C (15)→×	×	×
e 115点	C (6)→○	×	×	×
f 90点	C (10)→×	B (11)→×	A (12)→×	D (13)→○

◇入所調整の手順

1. 点数の高い人から、希望施設順に入所調整をしていく。（①から⑯の順）
2. 「a 155点」がこの6名のなかで最も点数が高いため、希望施設順に入所調整をし、第2希望の「施設B」に決定。（この時点で「施設B」の入所枠はなくなる。）
3. 「c 130点」が2番目に点数が高いため、希望施設順に入所調整をし、第3希望の「施設C」に決定。
4. 「e 115点」が3番目に点数が高いため、希望施設順に入所調整をし、第1希望の「施設C」に決定。（この時点で「施設C」の入所枠はなくなる。）
5. 「b 100点」が4番目に点数が高いため、希望施設順に入所調整を実施するが、いずれの施設も入所枠がないため入所ができない。
6. 「f 90点」が5番目に点数が高いため、希望施設順に入所調整をし、第4希望の「施設D」に決定。（この時点で「施設D」の入所枠はなくなる。）
7. 「d 70点」が6番目に点数が高いため、希望施設順に入所調整を実施するが、いずれの施設も入所枠がないため入所ができない。

※注

- ・点数が高い場合でも、受入枠がない施設には入所できません。
- ・希望施設を絞って申込みをした場合、希望施設に入所ができないとき、その他希望していない施設についての入所調整は行いません。

入所決定者とその施設

施設A 0枠	施設B 1枠	施設C 2枠	施設D 1枠
	a 155点 (2)	c 130点 (5)	f 90点 (14)
		e 115点 (6)	

入所調整の結果については、「3. 申込みの手続きについて」に記載の通知発送日に、文書にて通知します。なお、入所ができなかった場合は継続的に利用調整をしていき、入所が決まった場合は改めてその旨を通知します。

7. 入所できる期間

入所期間は要件により異なり、次のとおりです。

①就労……………2020年3月31日迄

〔次年度以降は現況届の提出により入所継続できます。〕

②妊娠・出産……………出産予定日の前3ヶ月、出産後8週間経過する日の翌日の属する日の月末

③疾病・障がい……………診断書の期間

④介護・看護……………診断書の期間

⑤災害復旧……………その状況に応じた期間

⑥求職活動……………入所は60日を経過した日の月の末日まで（期間内に就労証明書を提出）

⑦就学……………卒業までの期間

⑧虐待・DV……………その状況に応じた期間

⑨市長が認めた場合……………その状況に応じた期間

※育児休業取得中の保育の利用は、すでに入所している児童が対象です。就労証明書（育児休業取得の欄に期間が記載されたもの）の提出があれば、継続入所が可能です。

帯広市のホームページで施設に関する情報をご覧いただけます。

ホームページアドレス <http://www.city.obihiro.hokkaido.jp/>

「トップページ」→「健康・福祉・子育て」→「子育て・青少年」
→「子育て」→「保育施設・幼稚園」

入所に関するお問い合わせ

帯広市西5条南7丁目1番地（市役所3階）

帯広市こども課保育所・幼稚園係

電話 65-4158(直通)